

国立大学法人東京外国語大学アゴラ・グローバル プロメテウス・ホールの学生
使用に関する要項

〔平成 22 年 5 月 18 日〕
規則 第 37 号

改正 平成 28 年 3 月 25 日規則第 46 号 令和 5 年 2 月 22 日規則第 7 号

(目的)

第 1 この要項は、国立大学法人東京外国語大学アゴラ・グローバル プロメテウス・ホールの使用に関する規程（以下「使用規程」という。）に定めるもののほか、国立大学法人東京外国語大学アゴラ・グローバル内にあるプロメテウス・ホール（以下「プロメテウス・ホール」という。）の学生使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の範囲)

第 2 使用規程第 2 条第 2 項第 3 号には、本学の学生団体（以下「学生団体」という。）が主催する各種大会、講演会等の企画、及び音楽、演劇等の練習並びに準備を行う場合を含むものとする。

(施設の使用範囲)

第 3 学生団体が使用できる施設の範囲は、原則としてステージ、客席、1 階エントランスホール、2 階ロビー及びトイレとする。なお、附属施設の使用については申請に基づき、使用の可否を決定する。

(使用の申込)

第 4 使用を希望する学生団体は、学生課と十分協議のうえ、所定の使用許可申請書に必要事項を記載し、施設企画課を経て学長へ申請するものとする。なお、学外者を含め不特定多数が参加する企画については、1 週間前までに申請書及び企画書を提出するものとする。

2 使用の申し込み受付開始日については、学外者を含め不特定多数が入場する企画については、3 ヶ月前の月の初日とし、その他の場合は、1 ヶ月前の月の初日とする。ただし、月の初日が休日に当たる場合はその後の直近の平日とする。

(使用の許可)

第 5 学外者を含め不特定多数が参加する企画については、東京外国語大学学生支援施設管理運営委員会で審議のうえ、学長が使用を許可する。

2 前項以外の使用については、学長が使用を許可する。

(使用時間の制限)

第 6 学生団体がプロメテウス・ホールを使用できる時間は、9 時から 20 時までとする。

(使用上の注意事項)

第 7 プロメテウス・ホールを使用する学生団体は、以下の事項に留意しなければならない。

(1) アゴラ・グローバル内では、東京都火災予防条例第 23 条で規定されている禁止

- 行為（「喫煙」「裸火の使用」「危険物品の持ち込み」の各行為）を行わないこと
- (2) 舞台機構、舞台照明、舞台音響・映像及び同時通訳等各設備を使用する場合は、事前に施設企画課と協議すること
 - (3) 設備備品を移動しないこと。やむを得ず移動する場合は施設企画課に協議すること
 - (4) 使用後には清掃を行うこと
 - (5) 学生団体所有の物品を放置しないこと
 - (6) ホール内では飲食は行わないこと
 - (7) 立て看板の立てかけやビラの貼り付けは行わないこと
 - (8) 使用時間を厳守すること

附 則

この要項は、平成 22 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 5 年 2 月 22 日から施行する。